第二表

改正後	改正前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一・二　略］ 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七条の二（第一号及び第三号に係る部分に限る。）まで、第百十七条の二の二（第一号、第三号及び第七号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四（第一号の二に係る部分に限る。）、第百十七条の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に係る部分に限る。）若しくは第二項若しくは第百十九条第一項（第一号から第二号の二まで、第三号の二、第四号、第五号（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第七号、第七号の二（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第九号から第十号まで、第十二号の二、第十二号の三及び第十五号に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　［略］	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 ［一・二　同上］ 三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七条の二（第一号及び第三号に係る部分に限る。）まで、第百十七条の二の二（第一号、第三号及び第七号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四（第一号の二に係る部分に限る。）、第百十七条の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に係る部分に限る。）若しくは第二項若しくは第百十九条第一項（第一号から第二号の二まで、第三号の二、第四号、第五号（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第七号、第七号の二（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第九号から第十号まで、第十二号の二、第十二号の三及び第十五号に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。 四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日から施行する。

○環境省令第十六号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百五十三号）の施行に伴い、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十条第二項第四号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十九日

環境大臣　小泉進次郎

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重に改め、改正前欄に掲げる対象規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（個体等の登録の申請等） **第十一条**　（略） 2　（略） 3　（略） 一・二　（略） 三　令別表第二の表二の第一の三の種名の欄に掲げる種（次に掲げるものを除く。） イ　*Ceratophora erdeleni*（ケラトフォラ・エルデレニ） ロ　*Ceratophora karu*（ケラトフォラ・カル） ハ　*Ceratophora tennentii*（ケラトフォラ・テンネンティイ） ニ　*Cophotis ceylanica*（セイロンオマキトカゲ） ホ　*Cophotis dumbara*（コフォティス・ドゥムバラ） ヘ～ヲ　（略） ワ　*Gonatodes daudini*（ダウディンイロワケヤモリ） カ・ヨ　（略） 四　（略） 4～11　（略）	（個体等の登録の申請等） **第十一条**　（略） 2　（略） 3　（略） 一・二　（略） 三　令別表第二の表二の第一の三の種名の欄に掲げる種（次に掲げるものを除く。）（新規） （新規） （新規） （新規） イ～ト　（新規） チ・リ 四　（略） 4～11　（略）

附　則

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和元年十一月二十六日）から施行する。